

**ISUZU**

**いすゞグループ  
サプライヤーサステナビリティ  
ガイドライン**

2025 年 10 月



## 目次

はじめに	1
1. 本ガイドラインの運用	2
2. サプライヤーサステナビリティガイドラインの分野別要請項目	4
1) 法令遵守・企業倫理	4
(1) 法令遵守および国際規範の尊重	4
(2) 競争法の遵守	4
(3) 腐敗防止	4
(4) 個人情報・秘密情報の管理・保護	4
(5) 輸出入取引管理	4
(6) 責任ある鉱物・原材料調達	4
(7) 知的財産の保護・尊重	5
(8) 偽造部品の排除	5
(9) 利益相反への適切な対応	5
(10) 通報・相談窓口の整備	5
2) 人権と労働者の権利	6
(1) 国際人権規範の尊重	6
(2) 差別の禁止	6
(3) ハラスメントの禁止	6
(4) 児童労働の禁止	6
(5) 強制労働の禁止	6
(6) 責任ある採用	6
(7) 賃金および福利厚生	6
(8) 長時間労働の禁止	7
(9) 従業員との対話・協議	7
(10) 多様性・公平性・包括性	7
3) 労働安全衛生	8
(1) 安全・健康な労働環境	8
(2) 労働災害および疾病	8
(3) 緊急時への備え	8
(4) 産業衛生	8
(5) 身体に負荷のかかる作業	8
(6) 機械の安全対策	8
(7) 安全衛生のコミュニケーション	8
(8) 衛生設備、食事および住居	8



4) 環境	9
(1) 環境法令の遵守	9
(2) 環境マネジメントシステムの構築	9
(3) 温室効果ガスの排出削減	9
(4) 大気への排出	9
(5) 適切な水管理	9
(6) 資源の効率的・循環的利用	9
(7) 化学物質管理	10
(8) 生物多様性の保全	10
5) 安全・品質	10
(1) 消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供	10
(2) 製品・サービスに関する適切な情報の提供	10
(3) 製品・サービスの安全確保	10
(4) 製品・サービスの品質確保	10
6) 事業継続計画（BCP）	10
(1) 事業継続計画（BCP）の策定と準備	10
7) 情報開示	11
(1) ステークホルダーへの情報の開示	11
8) 社会貢献	11
(1) 地域社会との調和	11
改訂履歴	12
付属書 いすゞ関連方針類・参考資料	13
いすゞグループサプライヤーサステナビリティガイドライン同意確認書	



## はじめに

いすゞグループは、[ISUZU ID](#) を経営理念体系として掲げ、商用モビリティソリューションカンパニーへの変革を目指し、事業活動を通じた社会課題の解決を行うことで、地球上のすべてのモノ・ヒトの「運ぶ」を創造するとともに、カーボンニュートラルへの対応や進化する物流への貢献など、新たな「運ぶ」の価値を提供し、持続可能な社会の実現を目指しています。

近年、社会や市場環境はかつてないスピードで変化しており、サステナビリティへの取り組みは、企業活動の根幹として求められています。気候変動への対応強化やカーボンニュートラル、人権尊重のみならず、バリューチェーン全体におけるグローバルな責任遂行が、ステークホルダーから強く期待されています。また、社会インフラとしての物流の重要性が高まるなか、コネクテッドや自動運転など技術革新も現実となり、柔軟かつ強固な対応力が企業に求められています。

いすゞグループはこうした社会的要請や外部環境の変化を的確に捉え、サステナビリティ推進の取り組みを長期的な視点で強化しています。2020年には、将来世代に豊かで持続可能な社会を引き継ぐべく「[いすゞ環境長期ビジョン 2050](#)」を掲げ、地球環境への負荷を最小限に抑える挑戦を続けています。また、2022年には「[いすゞグループ人権方針](#)」を制定し、人権を尊重した事業活動を企業の社会的責任として推し進めています。これらの指針のもと、私たちは経済的価値の創造と社会的責任の両立を追求しています。

このような環境・価値観の変化、そして社会の中長期にわたる信頼を得ていくためにも、これまでの「いすゞサプライヤーサステナビリティガイドライン」を改定し、バリューチェーン全体を対象とする「いすゞグループサプライヤーサステナビリティガイドライン」（本ガイドライン）として再定義いたしました。本ガイドラインは、調達活動の枠を超えて、すべての取引先様と共に、持続可能な事業活動の実現に向けて行動するための指針となります。

本ガイドラインは、いすゞグループの事業活動をサステナブルなものとするために、お取引先の皆さまに遵守いただきたい事項を整理・明確化したものです。調達活動にとどまらず、全ての取引先の皆さまとともに、持続可能な事業活動の実現に向けて取り組むための指針としています。

本ガイドラインに基づく実践は、単なる人権・労働・環境等のリスク回避・低減にとどまらず、革新的かつ責任ある製品・サービスを安定的に提供する強固なバリューチェーンの構築、そしてお取引先の皆さまと当社双方の持続的成長と繁栄の基盤となるものと確信しています。

お取引先の皆さまには、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、いすゞグループと一体となり、社会的責任ある事業活動への積極的なご協力をお願いいたします。今後も皆さまと共に挑戦を続け、より良い未来の実現に向けて邁進してまいります。

2025年10月



## 1. 本ガイドラインの運用

本ガイドラインは、いすゞグループの経営理念および人権方針をはじめとする方針類に加え、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言、国際人権章典（世界人権宣言および国際人権規約）、国連ビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業ガイドラインなど、国際的に広く認知されている国際規範やフレームワークを参照し、お取引先の皆さまに遵守いただきたい内容を整理したものです。

### <適用範囲>

本ガイドラインは、当社グループのすべての事業活動及びバリューチェーン（原材料の調達から開発・製造・物流・販売・廃棄に至るまでの全行程）に関わる関係会社、協力会社、お取引先に適用されます。なお、本ガイドラインにおける「従業員」とは正社員、契約社員、短時間労働者、アルバイトなどの直接雇用者を指し、「労働者」とは、直接雇用者に加え、派遣労働者、請負労働者などの間接雇用者を含みます。

### <運用のための要請項目>

#### 1) マネジメント体制の構築

本ガイドラインの分野別要請項目に応じた取り組みを推進するために、社内体制を構築し、適切な運用を通じて継続的な改善をお願いいたします。

#### 2) サプライチェーンの管理

本ガイドライン、または本ガイドラインの内容を包含する貴社の方針・規範・ガイドライン類を、貴社の取引先（委託先・下請け企業を含む）に対して周知するとともに、取引先の実態把握に努め、問題が発覚した場合には是正の働きかけをお願いいたします。

また、安定供給や安全・品質を確保し、人権・環境課題などへ対応するために、直接の取引先のみならず必要に応じて上流の取引先や原材料の原産地の情報を収集し、いすゞグループに対して供給する製品・サービスに関するトレーサビリティの確保に努めていただきますようお願いいたします。当社グループがこれらの情報提供をお願いした場合、製品やサービスの原材料や取引先の情報の回答に向け最善の努力をお願いいたします。

#### 3) 対応状況の確認

本ガイドラインの対応状況は、当社グループが今後実施するモニタリング調査（自己評価アンケート調査、現地調査、第三者監査など）により確認を行わせていただく場合があります。モニタリング調査はリスクの潜在個所の特定のみならず、模範的取り組みの共有など、継続的な対話・協働を通じたサプライチェーン全体の持続可能性を高めることを目的に実施いたします。

お取引先の皆さまには、活動状況を証明する文書および実施記録を作成し、適切に保管いただく



ようをお願いいたします。また、モニタリングの一環として当社および／または当社が指名した第三者よりそれらの文書および記録の開示・共有、施設内への立ち入り調査、労働者への聞き取り調査を行う場合には、ご協力いただきますようお願いいたします。万が一本ガイドラインに反する問題が発生した場合には、迅速に当グループ担当者へご報告頂くとともに、改善に取り組みいただくようお願いいたします。

#### 4) 本ガイドラインへの同意

当社グループは、バリューチェーン全体で本ガイドラインの遵守に取り組みます。お取引先の皆様には、本ガイドラインを熟読・理解いただき、共に取り組みを推進していただきたいと考えております。

本ガイドラインを受け取られたすべてのお取引先の皆さまには、この考えに同意し、供給いただくすべての製品・サービスに関して、本ガイドラインの要請に準ずることの確認として、同意確認書へのご署名、ご提出をお願いいたします。なお、本ガイドラインの改訂後も、上記の合意内容は引き続き、最新版のガイドラインに対するご同意として取り扱わせていただきます。ガイドラインの改訂にあたり、ご不明な点等がございましたら、お取り引きしているいすゞの担当部署までお問合せください。

## 2. サプライヤーサステナビリティガイドラインの分野別要請項目

### 1) 法令遵守・企業倫理

#### (1) 法令遵守および国際規範の尊重

各国・地域の法令を遵守するとともに、国際規範を尊重する。  
コンプライアンス徹底のために、方針や体制、ガイドライン・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

#### (2) 競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占や不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

#### (3) 腐敗防止

贈収賄、談合、マネーロンダリング、不正経理、横領等のあらゆる形態の腐敗行為を行わず、また第三者を介してこれら腐敗行為に加担しない。  
政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係を保つとともに、不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭等の授受・供与を行わない。

#### (4) 個人情報・秘密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報および顧客・第三者の秘密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。また、サイバーリスクに対する適切な対策を講じ、情報漏えいや被害の発生・拡大を防止する。

#### (5) 輸出入取引管理

各国・地域の法令や経済制裁に関する法律を含む慣用法に従い、規制される技術・物品等の輸出入を適切に手続き・管理する。

#### (6) 責任ある鉱物・原材料調達

製品に含まれるスズやタンタル、タングステン、金、コバルトなどの鉱物資源や調達する原材料が、人権や環境へ負の影響を及ぼしていないことを適切な方法で確認する。



(7) 知的財産の保護・尊重

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

(8) 偽造部品の排除

取引先からの納入品に偽造部品や偽材料が混入するリスクを最小化するため、有効な検知プロセスを確立、管理を行う。

(9) 利益相反への適切な対応

利益相反が生じる、またはそのおそれがある場合、状況を速やかに報告し、利益相反の回避に努める。

(10) 通報・相談窓口の整備

労働者やサプライヤーを含むステークホルダーが、法令違反や人権侵害、安全衛生、不正行為等の懸念を通報・相談するために利用可能で実効性のある窓口を整備する。通報・相談された内容は、速やかに対応する。また、通報・相談した個人の情報は秘密を保持するとともに、通報・相談したことを理由に、通報者・相談者が報復等の不利益を被らないように適切な措置を講じる。

## 2) 人権と労働者の権利

### (1) 国際人権規範の尊重

人権に関する国際規範を支持、尊重する。

これらの国際規範と法規制の要求事項が相反する場合には、法令を遵守しつつ、国際的に認められている人権を尊重する方法を追求する。

### (2) 差別の禁止

国籍、人種、民族、年齢、性別、出身国籍、宗教、障がい、性的指向・性自認等を理由とした差別を一切行わず、就業や雇用における機会均等を損なわない。

### (3) ハラスメントの禁止

職場における、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントなどのあらゆる形態のハラスメントや、暴力、暴言、身体的・精神的威圧などの非人道的な扱いを一切許容しない。

### (4) 児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢、義務教育終了年齢、または 15 歳のいずれかの内、最も高い年齢に達していない児童の労働を認めない。また、18 歳未満の若年労働者を危険有害労働に従事させない。

### (5) 強制労働の禁止

すべての労働は自発的であることおよび従業員が自由に離職できることを保障し、あらゆる形態の強制労働を認めない。

### (6) 責任ある採用

関連法令を遵守し、倫理的な慣行に基づいた採用を行う。人材仲介業者を利用する場合は、労働者の権利を尊重する適切な許認可を取得した仲介業者を用いる。

### (7) 賃金および福利厚生

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、生活賃金以上の支払いに努める。



(8) 長時間労働の禁止

従業員の労働時間(超過勤務を含む)および休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守し、適正に管理することで過度な労働時間を禁止する。

(9) 従業員との対話・協議

従業員の結社の自由（結社しない権利を含む）および団体交渉権を尊重し、従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話を行う。

(10) 多様性・公平性・包括性

多様な人材の活躍を重要な経営基盤の一つとして位置づけ、人材の多様性を確保・維持するために、一人ひとりに応じた公平な機会を与え、違いを受け入れる包括性をもった社内文化を育むことに努める。

## 3) 労働安全衛生

- (1) **安全・健康な労働環境**  
関連法令を遵守することに加え、職場の安全・健康に対するリスクを特定・評価し、適切な設計や技術・管理手段をもって、労働者の身体的・精神的な安全・健康を確保する。
- (2) **労働災害および疾病**  
労働災害および労働疾病を防止するために、事故やトラブル等が発生した際には、発生状況を正しく把握し、適切な対策を講じる。
- (3) **緊急時への備え**  
人命および身体の安全を損なう恐れのある緊急時に備え、被害を回避・最小化するために必要な行動手順の作成や安全対策を講じ、職場内に周知徹底する。
- (4) **産業衛生**  
人体に有害な影響を及ぼす恐れがある化学物質、騒音、悪臭等に接する状況を特定し、適切に管理する。
- (5) **身体に負荷のかかる作業**  
身体に負荷のかかる作業、健康被害を生じる恐れのある作業を特定し、労働災害や疾病の発生を防止するために、適切に管理する。
- (6) **機械の安全対策**  
職場で使用する機械や設備に関する危険源を特定し、適切な安全対策を講じる。
- (7) **安全衛生のコミュニケーション**  
労働者の安全・健康を損なう恐れのある危険源について、労働者が学ぶことができる教育・訓練機会を、労働者が理解できる言語で提供する。また、労働者が職場の安全に関して懸念や意見を伝えられる仕組みを整備する。
- (8) **衛生設備、食事および住居**  
労働者に衛生的なトイレ施設と飲料水を提供する。また、食事や住居を提供する場合は、安全で衛生的な環境を保つ。

## 4) 環境

### (1) 環境法令の遵守

各国・地域の法令を遵守するとともに必要な許認可等を取得・維持し、その運用および報告に関する要請を遵守する。

### (2) 環境マネジメントシステムの構築

地球との共生を目指し、2050年の社会が豊かで持続可能な社会であるために、環境に関する全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善することで、環境負荷を抑制する。

### (3) 温室効果ガスの排出削減

自社の事業活動に加え、製品・サービスのライフサイクルを通じて、省エネおよび再生可能エネルギーの利用拡大を推進し、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量を削減する。また、いすゞが排出量の報告を依頼した際は、これに応じる。

### (4) 大気への排出

大気汚染に関する法令に基づき、大気汚染物質の排出を適切に管理し、排出量を削減する。

### (5) 適切な水管理

水使用や廃水に関する法令に基づき、水資源を適切に管理し、効率的に利用することで水使用量を削減する。また、あらゆる廃水は、排出または廃棄前に適切に処理し、汚染物質の排出を防止または削減する。

### (6) 資源の効率的・循環的利用

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、事業活動で使用する資源の効率的・循環的利用を通じて廃棄物最終処分量を削減する。



(7) 化学物質管理

人体やその他の生物、環境に対して悪影響を及ぼすおそれがある化学物質を特定し、適切に管理する。製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を当該国・地域において含有しない。製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

(8) 生物多様性の保全

事業活動による周辺環境や生物多様性へ与える影響を把握し、負荷の低減に努める。

## 5) 安全・品質

(1) 消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供

消費者・顧客のニーズを把握して、社会的に有用な製品を開発・提供する。

(2) 製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。

(3) 製品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

(4) 製品・サービスの品質確保

品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

## 6) 事業継続計画（BCP）

(1) 事業継続計画（BCP）の策定と準備

災害などの不測の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を整備する。



## 7) 情報開示

### (1) ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、本ガイドラインに定める分野を含む事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

## 8) 社会貢献

### (1) 地域社会との調和

事業所が所在する地域の皆さまから、その地域社会の一員として信頼されるとともに、地域社会の発展に貢献する。また、その国や地域の文化、慣習を尊重し配慮した事業活動を行い、国際的にも良き企業市民としての役割を果たす。



## 改訂履歴

No.	改訂内容	改訂年月
-	新規作成	2014年8月
1	紛争鉱物等への対応の追加	2018年3月
2	構成および内容の全面改訂	2022年12月
3	ガイドライン名称の変更 ISUZU ID 及びいすゞグループ責任ある鉱物調達方針の反映	2024年4月
4	本ガイドラインの適用先をすべてのお取引先さまへ変更 旧第2章から第5章および第8章の内容を付属書に統合	2025年10月
5	「グリーン調達ガイドライン」を、本ガイドライン解説書の付属書に統合	2025年10月

本ガイドラインに関する不明点等につきましては、お取り引きしているいすゞの担当部署までお問合せください。



## 付属書 いすゞ関連方針類・参考資料

本ガイドラインの策定にあたり、以下のいすゞの方針類と外部資料を参考資料として参照しています。

### いすゞ関連方針類

- [ISUZU ID](#)
- [いすゞグループ人権方針](#)
- [いすゞ環境長期ビジョン 2050、2030 環境ロードマップ](#)
- [購買基本理念・購買基本方針](#)
- [いすゞグループ責任ある鉱物調達方針](#)

### 外部参考資料

- [世界人権宣言](#)
- [国際人権規約\(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約\)](#)
- [国連ビジネスと人権に関する指導原則](#)
- [国連グローバル・コンパクト](#)
- [国連薬物・犯罪事務所 事業のための腐敗行為防止の倫理とコンプライアンスプログラム:実務ガイド](#)
- [OECD 多国籍企業指針](#)
- [トランスパレンシー・インターナショナル 贈収賄防止のためのビジネス原則](#)
- [ETI \(Ethical Trading Initiative\) Base Code](#)
- [労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言](#)
- [ILO 労働安全衛生マネジメントシステムに係るガイドライン](#)
- [ILO 公正な人材募集・斡旋に関する一般原則及び実務指針ならびに募集・斡旋手数料及び関連費用の定義](#)
- [ILO 国際労働基準](#)
  - 第1号 1919年の労働時間(工業)条約
  - 第14号 1921年の週休(工業)条約
  - 第29号 1930年の強制労働条約
  - 第30号 1930年の労働時間(商業及び事務所)条約
  - 第87号 1948年の結社の自由及び団結権保護条約
  - 第95号 1949年の賃金保護条約
  - 第98号 1949年の団結権及び団体交渉権条約
  - 第100号 1951年の同一報酬条約
  - 第105号 1957年の強制労働廃止条約



第106号 1957年の週休(商業及び事務所)条約

第111号 1958年の差別待遇(雇用及び職業)条約

第120号 1964年の衛生(商業及び事務所)条約

第131号 1970年の最低賃金決定条約

第138号 1973年の最低年齢条約

第155号 1981年の職業上の安全及び健康に関する条約

第170号 1990年の化学物質条約

第182号 1999年の最悪の形態の児童労働条約

第183号 2000年の母性保護条約

第190号 2019年の暴力及びハラスメント条約

- [東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード \(第3版\)](#)
- [SA8000 Standard](#)
- [RBA \(Responsible Business Alliance\) Code of Conduct v7.0](#)

以上



## いすゞグループサプライヤーサステナビリティガイドライン同意確認書

「いすゞグループサプライヤーサステナビリティガイドライン(2025 年 10 月版)」の趣旨を理解し、いすゞに供給するすべての製品・サービスに関して、本ガイドラインの要請に準ずることの確認として、代表者（もしくは権限委譲された役員等）による本同意書へのご署名をお願いいたします

貴社名：	_____
サプライヤーコード：	_____
所属・役職：	_____
署名：	_____
(直筆又は記名+代表者印)	_____
署名日：	_____
	_____
本件担当部署：	_____
本件担当者氏名：	_____
E-mail：	_____

なお、本ガイドラインの改訂後も、上記の合意内容は引き続き、最新版のガイドラインに対するご同意として取り扱わせていただきます。ガイドラインの改訂にあたり、ご不明な点等がございましたら、お取り引きしているいすゞの担当部署までお問合せください。

ご署名後、pdf 化のうえ、ガイドライン配布時のご案内に従って、ご送付下さいますようお願いいたします。